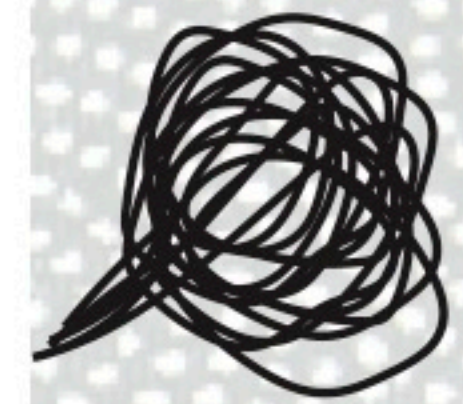
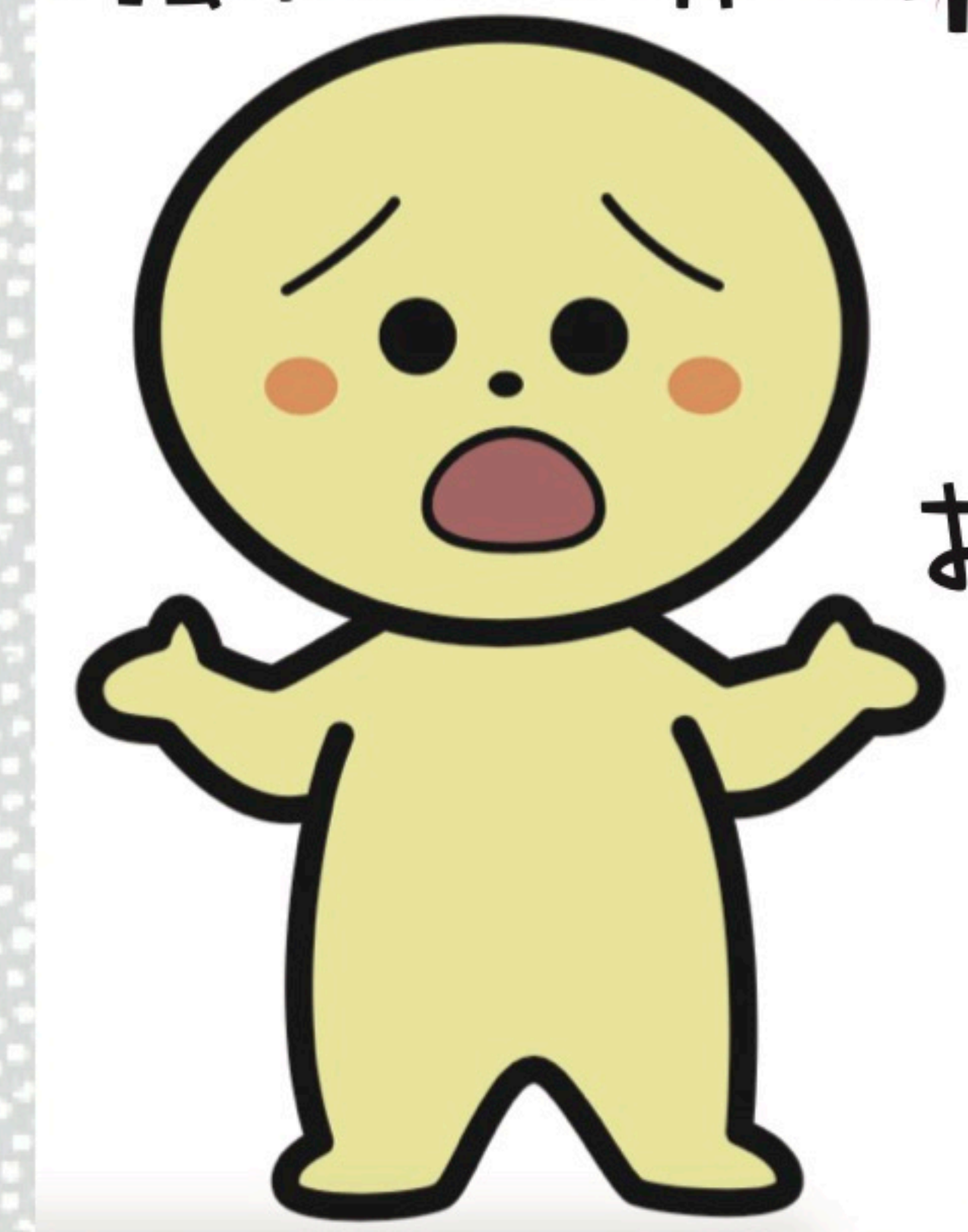


日本政府は国際機関から

4度も叱られた!

— 国旗・国歌の強制は世界の非常識です —



おいおい

カンパをお願いします!

CEART への報告書や勧告の翻訳、文科省・都教委交渉、集会の開催などの活動は皆様からのカンパに支えられています。
下記郵便口座にカンパをよろしくお願いします。

「日の丸・君が代」ILO/ユネスコ勧告実施市民会議
メール cciu@teramako.jp
ホームページ <https://sites.google.com/view/cciu/>
郵便振替口座 口座番号 00170-0-768037
口座名 「安達洋子」又は「アダチヨウコ」



都立学校では、20 年以上も 人権侵害が続いています!

2003年10月23日、東京都教育委員会（都教委）は都立学校の校長に対して、入学式や卒業式などの式典で、教職員に国歌の起立・斉唱を強制する「10.23通達」を出しました。それ以降、毎年、学校の式典では、教職員に対し、国旗に向かって起立し国歌を斉唱（伴奏）することを求める職務命令が出されています。

そして、「国歌斉唱」の時起立しなかったり、ピアノの伴奏をしなかったりすると処分されるという、全体主義国家でしかありえないようなことが 20 年以上も続いています。処分された教職員は 2025 年 7 月現在 484 人になります。退職後の再雇用についても 70 数名が拒否されています。時間講師ですら不起立による処分を理由に採用されない事例がありました。

生徒も強制されています!

起立斉唱を強制されるのは教職員だけではありません。「日の丸・君が代」に違和感を抱いていても、同調圧力の強い学校で、周りのみんなが立っている中、座るのは難しいことなのです。着席した生徒に対して、何度も起立を促すといった強制も行われています。

また、車椅子を使っている生徒でも、高い壇上での卒業証書授与しか認めないなどの人権侵害の実態もあります。

【主な経過】

2003 年 東京都の 10.23 通達

2004 年 「国歌起立斉唱等の義務がないことの確認を求める予防訴訟」等の提訴

2007 年 処分取消一次訴訟提訴（その後、二次～五次訴訟提訴）

2011~12 年 最高裁判決

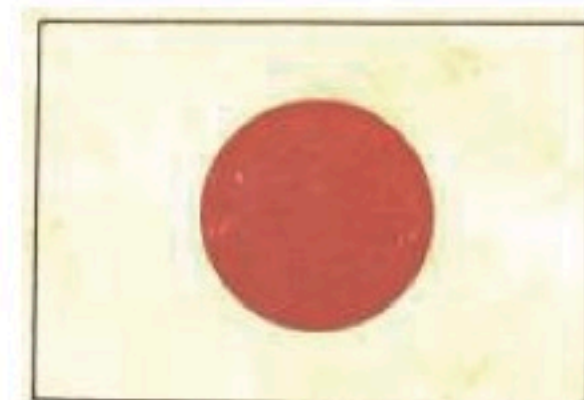
2014 年 アイム'89 東京教育労働者組合、セアートに申し立て

2019 年 セアートから最初の勧告

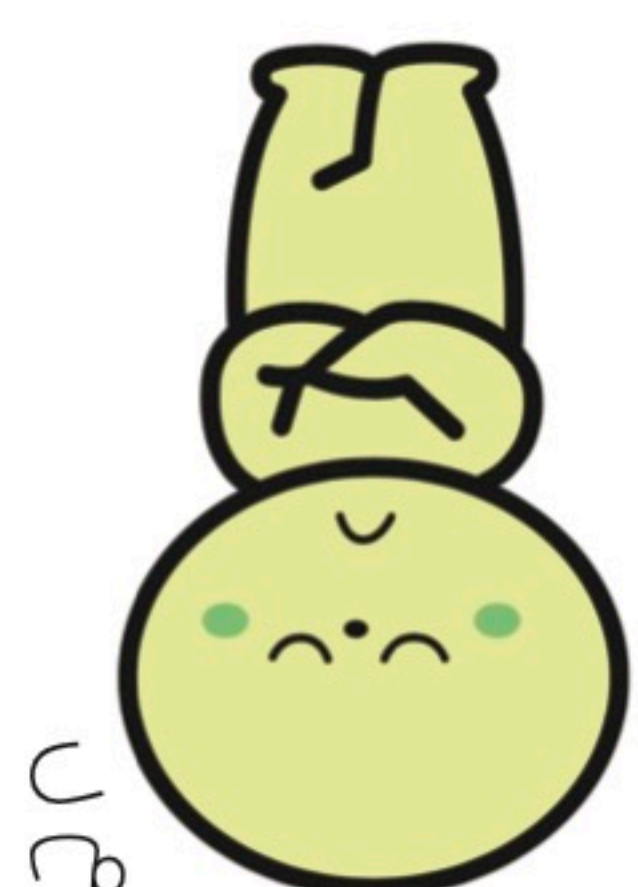
2022 年 セアートから 2 回目の勧告

同 11 月 自由権規約委員会から勧告

2025 年 セアートから 3 回目の勧告



文科省は「セアートの勧告を翻訳して公表すれば、我が国の実情や法制を十分に理解していないセアートの見解のみが広がるので翻訳しない」「起立斉唱の強制を是正するよう地方公共団体に指導・助言する予定はない」と、英文のまま東京都と大阪府・市に送付しただけでした。都教委も「勧告は国に送られてきたものなので、都教委は答える立場にない」との姿勢を崩さず、国旗・国歌の強制を続けました。



文科省も都教委も勧告を無視

文科省は、CEART から 3 回目の勧告が出された後、都教委に勧告が出たことを伝えました。しかし、勧告を日本語訳せず、英文のまま転送しただけで、是正に向けて具体的に動くことはしませんでした。勧告を送られた都教委も、勧告は日本政府宛に出されたものなので対応する必要はないとして、強制を続けました。

そのため、2022 年、CEART から再び正勧告が出されました。再勧告では、国歌斉唱の強制を是正するために、

政府および地方レベルで、教育団体との労使対話のための環境を作ること
・教育団体と協力して、勧告の日本語訳を作ること
・懲戒のしくみや方針、愛国的式典に関する規則
についてこれまでの勧告に十分配慮すること
などを求めています。

2022 年 CEART から再び勧告

2019 年 CEART から初め 7 の勧告

— 国旗・国歌の強制に NO! —

2014 年、アイム'89 東京教育労働者組合は、都立学校（都立高校、都立特別支援学校）での国旗・国歌の強制の実態を、ILO/ユネスコ教職員勧告適用合同専門家委員会（CEART）に訴えました。それに対して、CEART は 2019 年、東京都が行っている「日の丸・君が代」の強制は、「教員の地位に関する勧告」に違反するとして日本政府に是正勧告を行ったのです。

CEART は、「公務中の教員であっても、起立斉唱を静かに拒否することは市民的不服従の権利として認められている」と述べ、以下のことを求めました。

- ・国旗掲揚・国歌斉唱に参加したくない教員にも対応できるように努めること
- ・ため、式典の規則について、教員団体と対話すること
- ・懲戒処分をさけるために、懲戒手続きに関して教員団体と対話すること
- ・障がいをもつ生徒や支援する教員のニーズに合った式典のあり方を検討すること



ILO/ユネスコ
教職員勧告適用合同専門家委員会
(CEART セアート) とは?

1966 年に、ユネスコ (国連教育科学文化機関) 主催の特別政府間会議が、「教員の地位に関する勧告」という国際的な基準を採択しました。教育の質を確保するためには専門職としての教員の地位や権利を守る必要からです。この国際基準を各国が守っているかどうかをチェックするために、ILO (国際労働機関) とユネスコによって CEART が設立されました。国際基準に違反している国があった場合、CEART は、その国に対して、是正勧告を出します。

日本政府も「教員の地位に関する勧告」の採択に参加して賛成しています。

2025年、CEARTから3度目の勧告

勧告に全く従わない日本政府に対して、2025 年、CEART から 3 度目の勧告が出されました。

CEART は以下のことなどを求めています。

- ・国や地方レベルで教員団体との社会的対話のための環境を作ること
- ・勧告を翻訳し、「教員の地位に関する勧告」が適用・促進される方法について、地方当局と共有すること。
- ・CEART の以前の勧告を十分に考慮すること。



静かに座って
拒否

4度目!

自由権規約委員会からも勧告

2022 年、国連の自由権規約委員会から「10.23 通達」は自由権規約第 18 条に違反するので、国旗・国歌の強制をやめるようにという勧告が出されました。画期的なことです。

自由権規約委員会は、国歌を起立斉唱することに従わない教員に対して、最長で停職 6 カ月という処分を出していること、児童・生徒に起立を強制していることを問題視し、思想・良心の自由の行使を保障するよう求めています。

外務省には、自由権規約委員会からの勧告を日本語訳して普及・周知させる義務があるにもかかわらず、1 年半以上も訳しませんでした。国会議員による国会での質問や質問主意書による追及を受けて、やっと外務省は日本語訳を公表し、地方公共団体への配布を行いました。

都教委は、相変わらず「勧告は日本国政府にあてられたものであるため、これについて答える立場にない」という姿勢を崩しません。

自由権規約とは?

国際人権規約は、世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化したものであり、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なものです。

社会権規約と自由権規約は、1966 年の第 21 回国連総会において採択され、1976 年に発効しました。日本は 1979 年に批准しました。(外務省 HP)



自由権規約 18 条

- 1 すべての者は、思想、良心及び宗教の自由についての権利を有する。この権利には、自ら選択する宗教又は信念を受け入れ又は有する自由並びに、単独で又は他の者と共同して及び公に又は私的に、礼拝、儀式、行事及び教導によってその宗教又は信念を表明する自由を含む。
- 2 何人も、自ら選択する宗教又は信念を受け入れ又は有する自由を侵害するおそれのある強制を受けない。
- 3 宗教又は信念を表明する自由については、法律で定める制限であって公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なもののみを課することができる。
- 4 この規約の締約国は父母及び場合により法定保護者が、自己の信念に従って児童の宗教的及び道徳的教育を確保する自由を有することを尊重することを約束する。(外務省 HP)



HUMAN
RIGHTS



ILO/ ユネスコ教職員勧告適用合同専門家委員会

2019 年 第13 回会期最終報告 (抜粋)

日本語訳: アイム' 89 東京教育労働者組合

110. 合同委員会は、ILO 理事会とユネスコ執行委員会が日本政府に対して次のことを促すよう勧告する。
- (a) 愛国的な式典に関する規則に関して教員団体と対話する機会を設けること。このような対話は、そのような式典に関する教員の義務について合意することを目的とし、また国旗掲揚および国歌斉唱に参加したくない教員にも対応できるようなものとする。
 - (b) 消極的で混乱をもたらさない不服従の行為に対する懲罰を避ける目的で、懲戒手続について教員団体と対話する機会を設けること。
 - (c) 懲戒審査機関に同僚教員の関与を得ることを検討すること。
 - (d) 現職教員研修が、引き続き教員の職能開発を目的として実施され、懲戒または懲罰の手段として利用されないことを確保するため、現職教員研修に関する政策および実務を再検討し、かつ改革すること。
 - (e) 障がいを持った生徒および教員ならびに障がいを持った生徒を支援する者のニーズに照らし、愛国的式典に関する要件を再検討すること。
 - (f) 上記勧告に関する取り組みについて合同委員会への通知を怠らないこと。

2022 年 第14 回会期最終報告 (抜粋)

日本語訳: アイム' 89 東京教育労働者組合、

「日の丸・君が代」ILO/ ユネスコ勧告実施市民会議

173. 合同委員会は、ILO 理事会とユネスコ執行委員会に対し、日本政府が以下のことを行うよう促すことを勧告する。
- (a) 本申立に関して、意見の相違と 1966 年勧告の理解の相違を乗り越える目的で、必要に応じ政府および地方レベルで、教員団体との労使対話に資する環境を作る。
 - (b) 教員団体と協力し、本申立に関連する合同委員会の見解や勧告の日本語版を作成する。
 - (c) 本申立に関して 1966 年勧告の原則がどうしたら最大限に適用され促進されるか、この日本語版と併せ、適切な指導を地方当局と共有する。
 - (d) 懲戒のしくみや方針、および愛国的式典に関する規則に関する勧告を含め、本申立に関して合同委員会が行ったこれまでの勧告に十分に配慮する。
 - (e) 上に挙げたこれまでの勧告に関する努力を合同委員会に逐次知らせる。

2025 年 第15 回会期最終報告 (抜粋)

日本語訳: アイム' 89 東京教育労働者組合、

「日の丸・君が代」ILO/ ユネスコ勧告実施市民会議

189. 合同委員会は、ILO 理事会とユネスコ執行委員会が日本政府に対し、以下のことをするよう奨励することを勧告する。
- (a) 1966 年勧告に対する意見の相違や理解の相違を解決することを目的として、関連する国や地方レベルで、この申し立てに関する教員団体との社会的対話に資する環境を創出すること。
 - (b) 合同委員会の勧告を、可能であれば翻訳の上、「(教員の地位に関する) 勧告」の諸原則（特に上述の諸原則）がこの申し立てとの関連において適用・促進されることを最善の形で確保する方法についての適切な指針とともに、地方当局と共有すること。
 - (c) 懲罰の仕組みと方針、愛国的式典に関する規則に関する勧告を含めこの申し立てに関して合同委員会が行った以前の勧告を十分に考慮すること。
 - (d) 上記勧告に関する取り組みについて合同委員会に今後も報告すること。

2022 年 自由権規約委員会総括所見 (抜粋)

日本語訳: 「日の丸・君が代」ILO/ ユネスコ勧告実施市民会議

38. 委員会は、締約国における思想及び良心の自由の制限についての報告に懸念をもって留意する。学校の式典において、国旗に向かって起立し、国歌を斉唱することに従わない教員の消極的で非破壊的な行為の結果として、最長で 6 カ月の職務停止処分を受けた者がいることを懸念する。委員会はさらに、式典の間、児童・生徒らに起立を強いる力が加えられているとの申し立てを懸念する。(第 18 条)
39. 締約国は、思想及び良心の自由の効果的な行使を保障し、また、規約第 18 条により許容される、限定的に解釈される制限事由を超えて当該自由を制限することのあるいかなる行動も控えるべきである。締約国は、自国の法令及び実務を規約第 18 条に適合させるべきである。